

上下水道だより

2017
春号

佐賀市下水浄化センターの取り組みが「低炭素杯2017」で

環境大臣賞グランプリ 受賞!!



■「低炭素杯」とは

全国の市民・企業・学校・自治体などの多様な主体が取り組む、地域や団体の特性に応じた個性的な温暖化防止の活動を、市民や他の活動団体に発表することにより、取り組みのノウハウや情報を互いに共有し、さらなる活動に向けて連携や意欲を創出する「場」となることを目指した取り組み

全国約1,000件の応募の中から、
佐賀市下水浄化センターの取り組み
『昔に帰る未来型～佐賀市下水浄化セ
ンターを「宝を生む施設」に～』が
環境大臣賞グランプリに選ばれました！

2ヶ月に1度のご協力をお願いいたします

検針員が、敷地内にある水道メーターボックスの蓋を開けて、メーターを検針しています。



水道メーターボックス



蓋を開ける



メーター検針

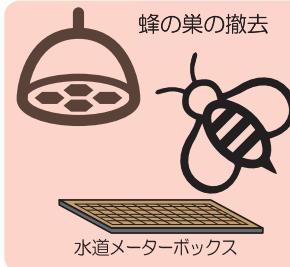
鉢植え・犬のゲージ・草や樹木・蜂など、検針の妨げになるものは撤去等のご協力をお願いします。



水道メーターボックス



水道メーターボックス



水道メーターボックス

種が体に付く
トゲのある植物

お問い合わせ項目	担当	電話番号
■転入転出や名義変更の手続きに関する事	業務課（お客様センター）	33-1313
■水道料金や下水道使用料、給排水設備に関する事	業務課（お客様センター）	33-1313
■浄水のしくみ・水質に関する事	浄水課	33-1334
■水道管の漏水や水道工事に関する事	水道工務課	33-1332
■下水道区域、計画に関する事	下水道工務課計画室	33-1333
■下水道工事に関する事	下水道工務課整備一係、整備二係	34-5033
■市営浄化槽に関する事	下水道工務課浄化槽係	34-5047
■予算、契約に関する事	財務課	34-1331
■その他の問い合わせ	総務課	33-1330
●諸富町・川副町・東与賀町の水道に関する事全般	●佐賀東部水道企業団 営業課	30-6212
●久保田町の水道に関する事全般	●西佐賀水道企業団	68-2225

【編集・発行】 佐賀市上下水道局 水循環部 総務課 〒849-8558 佐賀市若宮三丁目6番60号
TEL:0952-33-1330 / FAX:0952-33-1315 ホームページ <http://www.water.saga.saga.jp>

この冊子は1部あたり約3.1円で作成しています。(ただし人件費などの間接費は含まれていません。)



リサイクル適性④
この印刷物は、印刷用紙へ
リサイクルできます。

料金等の取扱い窓口が変わります

平成29年4月から、料金等のお支払い窓口が変わり、次の窓口での取り扱いとなります。

- 上下水道局2階（お客様センター）
- 市役所1階（上下水道窓口）
- 大和支所1階（上下水道窓口）
- 川副支所1階（川副事務所）
※川副事務所は下水道受益者負(分)担金のみ

窓口の場所及び取扱い料金等については下表をご確認ください。

場所	水道料金	下水道使用料	負(分)担金 下水道受益者
上下水道局2階 (お客様センター)	○	○	○
市役所1階 (上下水道窓口)	○	○	○
諸富支所	佐賀東部水道企業団	—	
大和支所1階 (上下水道窓口)	○	○	○
富士支所	—	—	—
三瀬支所	—	—	—
川副支所1階 (川副事務所)	佐賀東部水道企業団	○	
東与賀支所	佐賀東部水道企業団	—	
久保田支所	西佐賀水道企業団	—	

○：お支払いができます。

下水道使用開始・中止・廃止の届出をお忘れなく

水道水や井戸水などをお使いの方が下水道に接続して汚水を流し始めたら、使用開始の届出が必要になります。

転居などにより使用を中止される場合にも届出が必要です。中止の届出がないと、料金を請求することになりますので、ご注意ください。

下水道の使用開始・中止の届出は、電話で手続きができます。

また、建物を解体し駐車場にするなど、今後下水道を使用しない場合は、現地写真等を添付した上で、書面にて、廃止の届出が必要です。

水道料金等のお支払いは便利な口座振替で！

口座振替を申し込みになると、金融機関等に出向かなくてもお支払いができます。

■申し込み

佐賀市内の金融機関窓口、または、上下水道局お客様センターにお問い合わせください。

問合せ お客様センター ☎33-1313

浄化槽で快適な生活を！～市営浄化槽の設置と帰属について～

市営浄化槽の設置

■対象地区（浄化槽区域）

公共下水道・農業集落排水（含予定）区域以外の佐賀市全域

■工事

本体工事は、上下水道局が実施します。

トイレの改造や排水設備工事、単独処理浄化槽の廃止等は個人負担となります。個人負担分については、排水設備指定工事店から見積もりを取りください。

■受益者分担金

浄化槽本体設置費の一部が個人負担（分担金）となります。

市営浄化槽の使用料

人槽によって決まります。設置及び帰属後は、月々の使用料で上下水道局が保守点検・清掃・法定検査等の維持管理を行います。

合併浄化槽の帰属

浄化槽区域で、合併処理浄化槽を既にご利用の方は、浄化槽を上下水道局に帰属することができます。帰属された浄化槽は、市営浄化槽として維持管理を行います。

これにより個人で維持管理した場合と比較してお得になる場合があります。

ただし、帰属には生活排水を適切に処理する能力を有するなど条件があります。

市営浄化槽分担金区分表

住宅の延べ床面積	規 模	分担金額
130m ² (約40坪) 以下	5人槽	12万円
130m ² を超える場合	7人槽	15万円
2世帯住宅など	10人槽	20万円
一般住宅以外	11人槽以上	標準工事費 の4割

市営浄化槽使用料区分表

規 模	月額使用料 (消費税8%込)
5人槽	2,571円
7人槽	3,086円
10人槽	4,114円
11人槽以上	お問合せください。

※使用料は、消費税率の変更などの際には変更となります。

問合せ
下水道工務課 浄化槽係 ☎34-5047

平成27年度の水質検査結果（年平均値）

各浄水場の主な水質基準項目の測定結果をお知らせします。紙面の都合により結果の一部だけを掲載していますが、上下水道局ホームページには平成28年度分も含め、全項目(51項目)の結果を公表しています。ここに掲載していないものも含めて、すべての項目において水質基準値を大幅に下回っています。

水質基準項目	水質基準値	水質検査結果（平均値）			
		神野浄水場	佐賀東部企業団受水	川上浄水場	春日浄水場
一般細菌	1ml中100個以下	0個	0個	0個	0個
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
総トリハロメタン ※	0.1mg/L以下	0.01mg/L未満	0.02mg/L	0.01mg/L未満	0.01mg/L未満
アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.01mg/L	0.01mg/L	0.01mg/L未満	0.01mg/L未満
硬度(カルシウム、マグネシウム等) ※※	300mg/L以下	27mg/L	39mg/L	49mg/L	77mg/L
蒸発残留物	500mg/L以下	70mg/L	126mg/L	116mg/L	163mg/L
有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3mg/L以下	0.3mg/L未満	0.6mg/L	0.3mg/L未満	0.3mg/L未満
pH値	5.8~8.6	7.3	7.5	7.1	7.5

※ 消毒副生成物の一種で、発生量は塩素投入量や原水中の有機物の量に比例します。

※※ 水の中に溶けているカルシウムイオンとマグネシウムイオンの量を炭酸カルシウムに換算したものです。

「平成29年度水質検査計画」を策定しました

～佐賀市上下水道局 水道水質検査計画の特徴～

- 法律で検査が義務付けられている検査項目以外にも、独自の判断で検査を実施します。
- 検査項目は省略可能とされる項目も、安全性の確認のため省略せず実施します（送水過程で濃度変化のない一部の項目は浄水場でのみ測定します）。
- 検査箇所は、原水、送り出し浄水、給水栓（蛇口15箇所）です。
水質検査計画の詳細については、上下水道局ホームページ（<http://www.water.saga.saga.jp>）、上下水道局2階業務課窓口、市役所1階上下水道窓口でご覧いただけます。

問合せ 淨水課 水質管理室 ☎33-1334

1日も早く下水道への接続をお願いします

川や海の環境保全のため、下水道が接続可能な区域で、まだ接続されていないご家庭は、1日も早い接続にご協力をお願いします。

■水洗便所改造資金の融資あっせんについて (市の直接貸付けではなく金融機関へのあっせん)

- ◆融資あっせん限度額
 - くみ取り式トイレまたは浄化槽 1ヶ所につき60万円以内
 - トイレが2ヶ所以上の場合は、2ヶ所目からトイレ数×30万円加算（限度額200万円）

◆償還額の利子補給

市があっせんした融資に対して利子補給を行います。

融資あっせん額のうち利子補給対象額は、
家屋1棟につき60万円を限度とします。

申請はお済みですか？

～届け出が必要な水道料金等の施設を管理される方へ～

申請が必要な料金制度があります。適用を希望される場合は申請をお願いします。

■共同住宅等の均等割計算

一括して料金の支払いをしている中高層建築物、その他の建築物を対象として、市のメーターで検針した使用水量を、各戸または各事業所が均等に使用したものとして料金を計算する制度です。

※申請対象となる建築物の入居戸数と使用水量によっては、共同住宅等の均等割計算の料金の方が高くなる場合があります。

■福祉用の水道料金

『第1種社会福祉事業』を行っている社会福祉事業所に対し、佐賀市水道事業給水条例に基づき『福祉用』料金(1m³につき95円(税抜)を適用する制度です。『第1種社会福祉事業』と『第2種社会福祉事業』が混在している場合は、「福祉用料金取扱要綱」に基づき、『福祉用』水量を認定し料金を計算します。

問合せ 業務課 管理二係 ☎33-1313

問合せ 業務課 管理一係 ☎33-1313